

調達改善計画の実施状況（令和5年度）について

- 財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするため、令和5年3月、調達改善計画を策定。計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映によるPDCAサイクルにより改善を推進。

(1) 重点的な取組

計画の内容

○電力調達、ガス調達の改善

→ 電力調達：一般競争入札が可能な案件について確実に一般競争入札を実施。随意契約案件の一般競争入札化を引き続き検討。

再生エネルギー比率の高い電力の調達等の推進。

ガス調達：平成29年4月からのガス小売全面自由化を踏まえた随意契約案件の一般競争入札化を検討。

取組の状況及び効果

○電力調達、ガス調達の改善

→ 電力調達：一般競争入札案件数 128件

再生エネルギー比率の高い電力調達件数 97件

ガス調達：一般競争入札案件数 11件

* そもそも所在地域を対象とするガス供給業者が他にいない場合もあり、引き続き、市場の新規参入状況を踏まえた一般競争入札への移行について検討。

計画の内容

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の改善に努める。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。

取組の状況及び効果

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえ、総合評価の改善について、継続して議論を実施予定。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 一般土木工事A等級、建築工事A等級工事においては、原則、段階的選抜方式を適用。
同一発注機関による発注で、目的・内容が同種、技術力審査・評価の項目が同じである等の工事において、一括審査方式を活用。

新型コロナウイルス感染症拡大対応として定着した受発注者の事務の柔軟な運用を定めた通知を令和4年12月12日付で発出し、令和5年度においても継続的に運用。

建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントの議論を令和5年5月に実施。

(2) 共通的な取組

計画の内容

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 事前・事後検証の徹底等

- ・参入要件等の見直し等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底。

- ・特殊な物品の調達において参入可能者の把握に努めるなど、調達内容に応じた取組の強化に努める。

- ・特に複数年一者応札が続いている案件については、要因分析及び改善に努める。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)については、原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

→ 各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となったものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。

→ 上記の取組の結果、改善が図られた案件について、事例を取りまとめ、共有を図る。



取組の状況及び効果

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 166件において、競争参加資格の拡大を行うなど、事前・事後検証結果に基づく取組のみならず一者応札改善に向け柔軟な取組を行ったことで一者応札の改善につながった。

→ 一者応札が改善された案件のうち、比較可能であった20件において、発注単位の見直し等の改善により、約0.2億円のコスト削減効果が見られた。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの245件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

計画の内容

○調達事務のデジタル化

→電子契約の導入推進など、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化を推進する。

- ・紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に声掛けするなど運用拡大に努める。
- ・入札説明会をオンラインで開催する。
- ・押印省略が可能な場合、見積書等の徴取を電子メールで行う。



取組の状況及び効果

○調達事務のデジタル化

→電子応札可能件数は29, 876件で、電子入札率は98. 5%、電子応札率に関しては91.9%であった。また、電子契約締結件数は23, 953件、電子契約率は60. 7%であった。

(3) その他の取組

計画の内容

○調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等(60部局)において、共同調達又は一括調達を推進。

○随意契約の見直し

→ 引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について競争性のある契約への移行可否を改めて検討し、結果をHPに公表。

取組の状況及び効果

○調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等において、共同調達又は一括調達を実施。

共同調達：第十管区海上保安本部にて新たにOA機器用消耗品の購入等の共同調達を導入し、その他の部局においても、品目(施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(40部局)にて実施した。

一括調達：九州地方整備局にて新たに防災用品の一括調達を導入し、その他の部局においても品目(事務用消耗品、コピー用紙、ガソリンの購入等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(55部局)にて実施した。

○随意契約の見直し

→ 競争性のない随意契約は、前年度に比べて、518件、約1,245億円の増加。

**計画の
内容**

○コピー経費等の削減

→ 留め置きプリント、ペーパーレス会議の活用等によりコピー経費等の節減に努める。

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式の活用により競争参加機会を拡大。

○その他の取組

・内部監査の実施 等

**取組の
状況
及び
効果**

○コピー経費等の削減

→ 留め置きプリントの設置などの取組により約2, 549万枚分、ペーパーレス会議の活用などの取組により約493万枚分のコピー経費節減が図られた。

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式にて、7, 751件、約23. 7億円の契約。(うち、新規991件、約4. 7億円)

○その他の取組

・省内官署に対し内部監査を実施

・会計事務に関する研修において調達改善の意義・取組について講義 等

別紙1

別紙2

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつた と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
○共同調達・一括調達の推進 ・引き続き、本省及び全地方支分部局等において、共同調達及び一括調達を推進する。 ・部局単位の取組に加え、地方支分部局等や本省と地方支分部局等との間で一括して発注した方が合理的な業務についても、一括調達を実施するなど、状況に応じて拡大に向けた検討を行う。	継続	—	・共同調達については、品目(施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(40部局)にて実施した。 ・一括調達については、品目(車両管理業務等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(55部局)にて実施した。	—
○随意契約の見直し ・引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果を本省ホームページにおいて公表する。 ・競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようになる。	継続	—	・各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、その理由とともに本省ホームページに一括して公表(本自己評価と同時に公表)。 ・能登半島地震からの復旧のための緊急随意契約が増加したこと等により、前年度と比べて、件数は、518件の増加、金額は約1,245億円(74%)増加となった。 ・次年度以降競争性のある契約に移行する予定のものは、22件、約5.7億円となった。	・競争性のある契約へ移行した事例について取りまとめて共有することにより、競争性のある契約への移行が図られた。
○コピー経費の節減 留め置きプリント、タブレット等を活用したペーパーレス会議、白黒・両面・2アップ印刷の活用等によりコピー経費等の節減に努める。また、部署毎の使用枚数の定期的な集計・インフラ掲載、コピー1枚当たりの費用の掲示等、コストの見える化に努める。	継続	○	・複数の部局において留め置きプリントを設置する等により、約2,549万枚分のコピー経費削減が図られた。 ・各種会議において、タブレットを活用したペーパーレス会議を実施したことにより、約493万枚分のコピー経費削減が図られた。	・白黒・両面・2アップ印刷の活用、使用枚数の定期的な集計や削減方法等のインフラ掲載等の見える化を実施し、経費削減の意識が高まるよう努めたことにより、コスト削減が図られた。 ・タブレット・プロジェクター等の使用によるペーパーレス会議の導入の推奨を行うことにより、事務の効率化、コスト削減が図られた。
○少額な契約への対応 会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を拡大させる。	継続	—	・オープンカウンター方式にて、7,751件、約23.7億円の契約を行った。	・新規業者の参入機会増加に伴う競争性の向上が認められるとともに、事務負担の軽減が図られた。
○クレジットカード決済の活用 「会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月決定)」に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検討する。	継続	—	・15部局において、水道料金、電気料金等をクレジットカード決済による支出官払いに切り替えたことにより、支払件数の減少など事務処理の集約化による事務負担の軽減が図られた。	—
○内部監査の実施 引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局に周知し、取組の改善を促進する。	継続	—	—	・国土交通省における「令和5年度会計監査実施計画」において、競争性のある契約への移行の可否や一者応札の解消への取組状況等を重点監査事項に位置付け、各官署に対し内部監査を実施。
○その他 ・人事評価における適切な評価(コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価) ・調達改善による研修の実施(会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ)	継続	—	—	・人事評価において、コスト意識を持った効率的な業務運営に向けてされた行動等を適切に評価するよう、引き続き、インターネットにて周知を行い、省内におけるコスト削減意識の醸成が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【長谷川太一 公認会計士】 意見聴取日【令和6年6月18日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和5年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○全体的に調達改善が推進されている。	○引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【加藤一誠 慶應義塾大学 商学部 教授】 意見聴取日【令和6年6月18日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和5年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○調達改善計画に取り組んでおられ、その効果も出ているものと思われる。 ○結果的に随意契約になった場合も地域の実情に起因するものと思われ、その原因も明示されている。 ○引き続き、調達の改善に努められたい。	○引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【齊藤広子 横浜市立大学 国際教養学部 教授】 意見聴取日【令和6年6月17日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和5年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○全体的に調達改善が推進されている。	○引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【林浩美 森・濱田松本法律事務所 弁護士】 意見聴取日【令和6年6月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和5年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○電力の一般競争入札案件の実施数は、昨年より減少しているものの、継続的に推進されているものと評価できる。ガス調達は、客観的条件(所在地域を対象とするガス供給事業者がいないこと)による限界があるので、引き続き十分に推進されていると評価する。 ○工事における総合評価については、有識者を交えた懇談会等における総合評価の改善に関する議論の実施状況を引き続きしていく必要があると考える。 ○一社応札の改善に向けた取組では、改善に取り組んだ件数が昨年度より微増(156件から166件へ)しているものの、コスト削減効果額は減少(1.4億円から0.2億円へ)と減少しているが、全体としては継続的に推進されていると思われる。 ○調達事務のデジタル化は、安定的かつ継続的に推進されていると見受けられる。 ○共同調達・一括調達の推進は、安定的かつ継続的に推進されていると見受けられる。 ○随意契約の数・金額が前年に比べて大幅に増加しており(120件から518件へ、約246億円から約1,245億円へ)、その背景・合理性の検証が必要と考える。 ○コピー経費等の削減が進捗しており(留め置きプリント設置などにより昨年の約1,494万枚から約2,549万枚分の削減へ、ペーパーレス会議の活用などにより昨年の約234万枚から約493万枚分の削減へ)、経費削減の取組が適切に推進されていると見受けられる。	○いただいたご意見を踏まえ、引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。 ○随意契約の主な増加要因は、能登半島地震からの復旧のための緊急随意契約が増加したこと等によるものです。引き続き、可能な限り随意契約の削減に努めている所存です。

外部有識者の氏名・役職【杉本茂 さくら総合事務所 公認会計士】 意見聴取日【令和6年6月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和5年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	1. 工事における総合評価方式の改善 国民生活の基礎となる信頼性・質の高い公共事業・社会インフラの構築・維持を支えているのは、長年培ってきた公共事業を支える多くの事業者のエコシステムであることは、関係者ならだれでも知っていることです。現在は事業者の健全な競争を刺激して維持発展を促進するような状況でない場合があり、足元の市場環境の激変な変化がエコシステムの不運的な破壊を招来し、その部分的な綻びがインフラ全体の安全性に影響しないか、これまでの経験と英知を集めて、注意深く精査する必要があると思います。 そのためには、道路、港湾、空港等の一部局のみでなく、災害等の影響を加味して、オール国交省(+警察+防衛等)で監視する必要があるのではないかと思う。一方で入札事務に関して調達情報の周知を徹底し、新規参入を促し、更に、入札方法等決定において建設関連市場に参加するステークホルダーとの開かれた対話を促進する必要がありますが、単に価格競争の促進に陥ることなく、今後の技術革新をタイムリーに取り込む新しいエコシステムのイメージを共有し、質の競争を促進する必要があります。 2. 工事における受発注者の事務負担の軽減・調達事務のデジタル化 共同調達・一括調達の推進・段階的選抜方式及び同種工事の一括審査方式の採用等、業務効率化を継続的に実施していることを高く評価します。電子契約・電子入札は、入札事務の合理化透明化に資することでもあり、更に大きく前進して頂きたく思います。 これを一層促進するためには、発注者側のみでなくエコシステムを構成する関連業界の包括的なIT対応力の育成(リスクリングを含む)が必要ですが、ここでも単に事務の効率化や価格競争の促進だけではなく、変化する市場に対応して工事原価を構成する諸元の建設物価や人件費・人材の確保の状況のタイムリーな把握等よりダイナミックな情報の収集やそれ以前の段階で新しい技術革新を踏まえた中長期的なシステム設計に変えていく必要がないでしょうか。 一者応札に関する事例分析に加えて、1でも述べたように、その原因の一部にもなりうる建設物価の急変・人手不足・人件費・労働環境の変化等を入れ方法の中で加味して評価することにも一層注力して頂きたくお願い申し上げます。 3. ペーパーレス化と一層の電子化 中央省庁でペーパーレス化・デジタル化は、民間セクターへの少なからぬ影響もあり、一層促進すべきことだと思います。比較的に経済状況の反映が早い(民間資格である)アメリカの会計士試験では、近時情報システム及び統制に関する科目を大幅に充実する改正を進めてきました。その理由の一つが、AIの登場により、会計事務・監査等業務が機械に代替されるという予想がありました。業務自体のデジタル化には大きく舵を切っていますが、当面のAIの能力の限界も見えてきたのか、最近ではファイナンシャルプランニング等コンサルテーションを拡充する方向に変化しているように思います。SDGsの観点を含め、足元の現場と将来の効果を比較し、移行段階での得失も比較しながら進めることが肝要かと思います。 4. 電力調達・ガス調達の改善(CO2削減への取り組み) 電力調達・ガス調達についてTCFD等を考慮し、公共機関としてCO2削減等の効果に関してもリーダーシップを發揮し、自らの調達における評価だけでなく、入札評価や事業者の評価に組み入れる等だけでなく、SCOPE3を意識して事後の定量的な評価・検証も検討する必要がないでしょうか。	○公共工事に関しては、関連する業界や発注者との情報共有・意見交換を密に実施しており、随時課題を把握し、必要に応じて制度の改善に努めているところです。ご指摘を踏まえ、より密に進めてまいります。 ○ご指摘の趣旨を踏まえ、より効率的な調達の実現に向けて検討してまいります。 ○ご意見を踏まえ、ペーパーレス化や電子入札等の一層の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【西川雅史 青山学院大学経済学部 教授】 意見聴取日【令和6年6月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和5年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○下記の記述がございますが、取り組みの結果としては理解できますが、「効果」としては理解しがたいです。 (随意契約の見直し) → 競争性のない随意契約は、前年度に比べて、518件、約1,245億円の増加 ○市場環境によっては、入札可能な業者が1者しかいないことは、とりわけ山間地などでは考えられます。こうした場合、無理に競争的環境を取り繕うことが有益ではないように思われます。自然独占が発生している場合の公共調達に関する特段の対処策というのを考えられているのでしょうか。 ○下記のように、改善計画の目的が定められています。 当省の調達の競争性のより一層の確保、経済性の向上を図り、調達コストの縮減や調達対象の品質確保に資することを目的とするものである。 しかしながら、内容を拝見すると、調達コストならびに品質確保に関する具体的な指標はないように思われます。すくなくとも公共工事については、価格の情報(たとえば落札率)、品質の情報(たとえば工事成績)などがあるのに、そうした情報が不掲載であるのは、本当に違和感のあるところです。 ○「競争性」というワードが使用されていますが、ここで競争性とは、体裁として一般競争入札あるいは、指名競争入札を行い、2社以上の参加者がいれば、「競争的」と定義しているように見えますが、わたしの理解は正直でしょうか。もし正しいとして、2社以上の参加者がいることが競争的であると判断するのは、かならずしも一般的な見立てではないように思います。 経済学では、たとえ参加者が一者でも、コンテストブルだと認定することもあるように思いますし、たとえ、2者以上の参加者があつても、それらが単なる数合わせのお付き合い参加であるような場合には、「競争的」とは見なせないように思われるからです。御社では、この点について、どのように考えておられるのでしょうか。	○随意契約が増加している意味で記載しており、性質上やむを得ない者を除き、随意契約は減らす方針でございます。 しかし、令和5年度は、主に能登半島地震からの復旧のための緊急随意契約が増加したこと等により増加しております。引き続き、可能な限り随意契約の削減に努めている所存です。 ○委員のご賢察のとおり、山間地など受注者が限定される環境において、競争性を確保することが困難な場合もございます。 しかし、会計法の原則が競争入札であること以上は、複数者の参入可能性がわざわざあれば、まずは競争入札に付することとなります。発注の際の競争参加資格の等級を広げる等し、受注者を増やすような運用も行っております。 また、工事に関して、扱い手が減少している地域における維持工事で、応札者が1者の状況が続くなど、競争参加者が極めて限られているケースに適切に対応できるよう、今後運用方法等を検討してまいります。 ○公共工事における品質確保に向けては、様々な試行をしながらその結果や課題等について随時有識者を交えた懇談会で議論しつつ改善を図っており、ご指摘の趣旨も踏まえ総合的に検討を進めてまいります。 ○競争性のある契約方式として、一般競争や総合評価といった競争入札の他、公募や企画競争といった随意契約の一部も競争性があると考えており、こういった方式による発注であれば応札者が1者だけであっても競争性があると考えています。また、委員のおっしゃるような数あわせのお付き合い参加については、入札説明会防止の取り組みなどから原則としてないものと認識しています。他方、経済学では、参加者数が多ければよいというわけではないというご意見を伺い、その点も留意しつつ今後業務を行いたく存じます。